平成２２年（フ）第７４号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5081番地
破産者　有限会社掛橋電設
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１３号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日２丁目230番地
破産者　野生　　誠
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第１５号
和歌山県新宮市王子町１丁目８番37号
破産者　山本　　力
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第２９１７号
福岡市西区福重３丁目33番28号、商業登記簿上の本店所在地福岡市城南区神松寺２丁目16番24号
破産者　有限会社ふくちゃんフーズ
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６１８号
仙台市青葉区中央１丁目２番３号
破産者　株式会社情報開発サービス
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４８号
茨城県笠間市来栖99番地３
破産者　株式会社大忠工務店
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第８１１号
栃木県那須塩原市東三島２丁目87番地２
破産者　株式会社キャステック
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８１２号
栃木県那須塩原市東三島２丁目88番地３
破産者　田口　　均
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１６号
栃木県宇都宮市大曽５丁目３番51号
破産者　有限会社スズキ広告社
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８０号
栃木県鹿沼市楡木町408番地１
破産者　有限会社宇賀神家具センター
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４４号
栃木県日光市山口929番地15
破産者　野澤　勝彦
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２６号
滋賀県長浜市神前町８番８号
破産者　株式会社丸十
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第３９６６号
大阪市北区野崎町６番16号
破産者　株式会社ファジィウェイ
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第１５１号
広島県福山市西深津町５丁目23番12号
破産者　福山交通株式会社
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１３０号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙848番地
破産者　有限会社大村屋旅館
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３３１号
福島市北矢野目字坂東26番地１号
破産者　株式会社エステージホーム
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２０６号
岐阜県各務原市那加桐野外二ケ所大字入会地８―10　今尾ビル103、住民票上の住所岐阜市琴塚２丁目14番１号
破産者　谷村　　雄
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定中更正

平成２１年（フ）第５５４号
奈良県北葛城郡河合町大輪田1886―３ハイツ平成Ａ202
破産者　岡村　喜司
1　主文　奈良地方裁判所葛城支部が平成22年６月14日になした破産手続廃止及び免責許可決定の住所が「奈良県北葛城郡河合町大和田1886―３ハイツ平成Ａ202」とあるのを、「奈良県北葛城郡河合町大輪田1886―３ハイツ平成Ａ202」と更正する。
2　決定年月日　平成22年８月４日
奈良地方裁判所葛城支部

破 産 終 結

平成１６年（フ）第１２１４８号
大阪市淀川区新高５丁目５番８号
破産者　有限会社湖城工業
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第３３０号
群馬県前橋市清野町158番地
破産者　間仁田運送株式会社
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所